

部落解放運動の成長と衰退の分析 —フリーライダー問題の〈繰り延べ〉モデル—

蓮田 攻*

本論は、フリーライダー（コストを負担せず便益を享受する者）の発生とそれへの対処という枠組みを用いて、部落解放運動と行政との関係を中心に据えて、その主体と戦略の変化を分析することを目的とする。ここで取り上げる部落解放運動は、同和対策事業と連携することで、コミュニティの環境をドラスティックに改変した稀有の都市社会運動であるが、その社会運動としての強靱さは、同和対策事業を前提に、成員のフリーライダーを有効に抑制し得たその資源分配構造にある。しかしある段階での問題に対する対応策は、次の段階ではむしろ別の問題を生み出す場合がある。本論では、フリーライダー問題への対処が永続的な解消とはならず、むしろその〈繰り延べ〉にすぎないこと、そして〈繰り延べ〉自体が、次のフリーライダー問題を招いてしまうという連鎖プロセスを生み、そのことが部落解放運動の主体が利用し得る資源（リソース）をいかに変化させ、運動のあり方や戦略をも変えていったかについて分析する。

キーワード：フリーライダー問題、部落解放運動、同和対策事業、住宅地区改良事業、被差別部落

目次

はじめに

1. 非排除財としての行政施策
2. 団体レベルでの行政依存
3. 個人レベルでの行政依存
4. 関係の固定化と運動の衰退
5. 結論

はじめに

部落解放運動については、運動の主体やその周辺から多くの情報が発信され、また様々な争点（イシュー）を巡って多くが論じられてきたが、不思議なことに運動についてや運動の諸条

件を客観的に分析した取り組みは少ない。主たる成果は、部落解放運動についてではなく、むしろ運動が取り組もうとしている〈部落問題〉についての研究¹⁾であった。運動団体が行う〈運動論〉もまた、同じく〈部落問題〉とそれを巡る政治的状況や社会状況を分析するか、運動のあり方に目を向けるとしても、それは新たな運動方針の根拠付けとして付言される従来の運動についての〈自己批判〉であるか、運動の内外の〈異見〉に対する〈批判〉であって、運動全体の構造や前提条件を客観的に分析するものではなかった。総じて灘本（2001）が指摘するように、部落解放運動を社会運動として論じたものは、ほとんどなかったと言ってよい²⁾。本論は、行政との関係を軸に、部落解放運動を社

* 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

会運動として分析する試みである。

第二次世界大戦後の部落解放運動の特徴のひとつに、一方で激しい差別行政闘争が行われながら、もう一方では同和施策等を通じて行政との緊密な関係を長期的に維持してきたことがあげられる³⁾。これらは、戦前の部落解放運動の代表的団体である全国水平社の活動が、差別糾弾を中心に行われ、その矛先も社会や政治制度よりむしろ、差別を行った個人に向けられることが多かったこと、また当時の政府主導で進められた地域改善やそれに協力的な融和運動が、水平社の拡大を押さえることを目的とし水平社の影響が弱い地域で進められたのに対しても、水平社側は立場的には敵対的であるが積極的な対立行動を行わずにきたこと等とは対称的である。

戦後の部落解放運動は、国家レベルでは同和行政のグランドデザインを行った同和对策審議会へ解放運動団体から委員を参加させ、地域レベルでも住民の広範な同意を必要とする地域環境の面的改善に関わる事業に解放運動団体支部として深く関わっていく。こうした運動と行政の密接な関係こそ、戦前には生まれ得なかった大量の資金を投じ、少なくとも部落の地域環境に大きな改善を及ぼした同和对策事業の原動力となったと言える。

しかし従来、解放運動団体と行政の間の緊密な関係は、批判的に指摘されることこそあれ、十分に分析されてこなかった。わずかに内田(1993)が、まちづくり論の立場から、運動と行政の緊密な関係が計画の実現性において重要であることを指摘したに過ぎない。しかし〈行政依存〉〈物トリ主義〉〈融和主義的偏向〉と指弾される部落解放運動と同和行政との関係

は、社会運動としての部落解放運動の持続と変化を考える時に無視できない側面である。とくに参加者の運動への参加・動員を考える際には、部落解放運動と同和行政との関係が果たしてきた役割は無視できない。厳しい生活環境のなかで生活改善の要求を抱えていた部落コミュニティの人々を運動へ動員し得たのは、反差別、部落解放という理念であると同時に、運動の先にある生活改善の可能性だった⁴⁾。そして生活改善に大きく寄与したのは住宅改良事業をはじめとする住環境整備であり、また様々な同和对策事業であった。

ところで社会運動のような集合行為が成立するためには、本来の目的実現以外の誘因が必要であることに最初に注目したのは Olson (1965 = 1983) である。オルソンは、一度成立すればある集団に属するすべての成員が恩恵をこうむるような公共財⁵⁾は、集団の各成員に〈ただ乗り〉の欲求を生じさせ、大勢が公共財の成立に対して費用を負担しないで成果だけを楽しむことを選択するために、公共財の成立そのものが困難になるという。しかし現実には集団成員が公共財の成立に貢献することがあるのは、(強制をのぞけば) ①集団の目標達成とは別の誘因が個別に成員に与えられる場合か、〈選択的誘因〉がある場合②(比較的小さな集団である場合に) 公共財のための全コストを負担してもなお巨大な便益が得られる場合のいずれか、であるとしている (Olson 1965 = 1983, 第1章)。

オルソンの指摘の最も重要な貢献は、共通する不満や利害が存在するだけでは社会運動のような集合行為は成立しないことを指摘した点である。無論、社会運動は不可能である訳でも存在しない訳でもない。しかし社会運動の成否や

存続の条件を考えるためには、もはや誘因の問題は無視できないものとなる。それぞれ何らかの誘因が調達され、成員に供給され、社会運動は成立し、また存続する。

クラークとウィルソン（1961）は、個人が社会運動のような集合行為に参加する際の誘因には次の3つがあるという。すなわち物質的誘因（物質的な見返りを求めて参加する）、連带的誘因（友情などの社会関係や活動へのコミットメントを求めて参加する）、目的的誘因（運動の目的達成に貢献することに満足求めて参加する）。これら3つの誘因を、部落解放運動のケースについて列挙してみれば、たとえば以下のようになろう。物質的誘因は〈生活環境や勤労・就学機会など生活要求の実現〉、連带的誘因は〈地域コミュニティや血縁地縁関係の結びつきによる誘因〉、目的的誘因は〈部落差別をなくし、部落解放を実現することに貢献しているそのことから得られる満足〉。

本論の関心は無論、この3つの中でも物質的誘因にある。社会運動にとっては本来的なものに思える目的的誘因や、被差別部落の強固なコミュニティやそこで共有されている規範（ノルム）の存在に関係する連带的誘因ではなく、物質的誘因に注目するのは、解放運動と同和行政の関係を分析するために他ならない。なんとすれば、行政が社会運動に提供できるのは、連带的誘因でも、目的的誘因でもなく、直接的には物質的誘因だけだからである。物質的誘因は後に分析するように、次第にその必要量を拡大していく性質を持つことから、初期の段階では、二次的副次的な働きをするだけであっても、やがては大きな影響をおよぼす性質を持っている。部落解放運動と同和行政との関係に向けられる目が厳しくなるにつれて、部落解放運

動の理想からはもちろん、社会常識的に見ても、許容される範囲を遥かに逸脱したかに見える〈物質的誘因〉の氾濫に、ますます厳しい目が注がれてきている現在、〈物質的誘因〉が運動にどのような影響を与えるのか、またその影響はどのように変化し、その中で解放運動自体はどのように変化してきたか等は、いずれも説明を必要とする問題である。

部落解放運動は、結果として同和行政と長期的な関係を結んだことで、選択的誘因の資源となるものを同和行政施策等から手に入れることができ、このため安定的に選択的誘因の提供を続けることができた。このことが解放運動の参加動員戦略にどのような影響を与えたか。とくに選択的誘因の資源の配分を社会運動体が握り、〈運動の成果から得られた資源〉を成員に配分することで、〈運動への動員〉に変換し、社会運動を再生産していくというサイクリックなプロセスを、安定期以降の部落解放運動は持つことになったと我々は考える⁶⁾。これは我々が後で〈選択的誘因の再生産プロセス〉と呼ぶものに他ならない。

解放運動団体と行政の間の関係が完成したのは、いうまでもなく同和対策事業の登場後である。それまで部落解放運動の差別行政闘争は、その部落、その自治体ごとに、問題ごとに行われ、ある部落では大きな同和予算を勝ち取り、別の部落ではこれと言った成果が得られぬ事もあり、また必ずしも全国化したものでなかった。その後、国策化の実現を求める解放運動の高まりを受けて、同和対策事業が国家レベルで制度化されたことで、部落大衆と運動団体と自治体の関係は安定的なものとなった。これまでの大規模な動員を必要とする、首長・上層部相

手の団体交渉が、自治体の幹部職員と運動団体支部の役員との支部交渉や「予算説明会」に置き換わり、また行政の予算作成に合わせて、定期的に開催されるように交渉の形態（また運動の形態）は変化していった。

我々はオルソンと異なり、運動の成否ではなく、むしろ部落解放運動の存続とその変化を分析しようとしている⁷⁾。そこではフリーライダーの問題は、一旦何らかの形で抑制されても、その抑制策の成功が別のフリーライダーの契機となるといったように、一時的に繰り延べされたとしても、完全に解決される訳ではないものとして繰り返し登場するだろう。この分析のために、部落解放運動の資源配分の変化を4つのフェイズに分けて考えていく。まず「1. 非排除財としての行政施策」では、運動団体が獲得を目指していた行政施策が成功裡に制度化された後、そうした行政施策がその非排除財という性質から、〈フリーライダー〉問題を発生させる過程を検討する。「2. 団体レベルでの行政依存」では、運動団体がどのように資源配分構造を変更することで、1. で登場したフリーライダー問題を抑制しようとしたかを分析する。「3. 個人レベルでの行政依存」では、2. で完成した強固な資源配分構造が、行政と団体の関係を強化／固定化することで、かえって新たなフリーライダー問題を発生させることを指摘する。「4. 関係の固定化と運動の衰退」では、3. における資源配分構造とフリーライダー問題を解消する動きを検討するが、それは同和行政制度の撤退と、運動団体のコミュニティにおける弱化とによることを確認する。

1. 非排除財としての行政施策

部落解放団体の運動は、一時的な行政支援（行政リソースの供与）ではなく、その永続的な制度化を目標としていた。本章では、制度化成立後の〈選択的誘因の再生産プロセス〉を分析しよう。

制度化の成立を、行政サイドにおいて見れば、事業費補助のシステムが完成し、同和事業に大きな資金を配分し得る回路ができた点が重要である。

これは住民サイドにおいて見れば、部落解放団体の支部を通じて、（団体によって取りまとめられた）住民の要求が行政施策に反映される回路ができる。

また、これを部落解放団体サイドにおいて見れば、住民の参加・動員という地域リソースを、行政施策という行政リソースに互いに変換するプロセス、すなわち〈選択的誘因の再生産プロセス〉ができたことになる。

これを全体としてみるならば、住民＝団体＝行政をつなぐ〈選択的誘因の再生産プロセス〉が成立する（図1）。以下にこのプロセスを順に見ていこう。

- ①住民は、生活要求の実現や、これと部分的に重なるが〈制度化されたサービス〉を見返りとして、部落解放団体の運動に参加する＝動員される。
- ②部落解放団体の支部は、地区住民の多数の参加を得て＝動員が可能となつてはじめて、住民の参加＝動員を政治的リソースとして活用できる）。政治的パワーは〈直接行動〉や〈票数を担保とした議員・議会への働きかけ〉

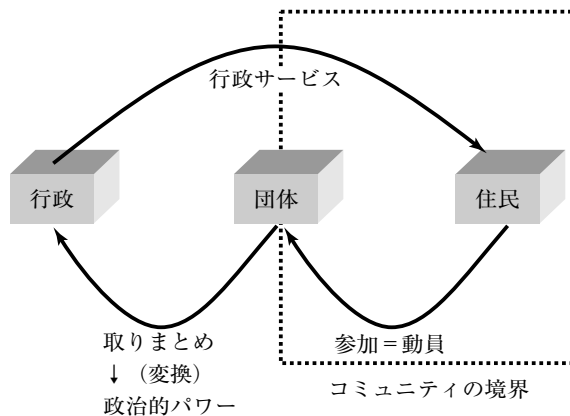


図1 集合的主体と選択的誘因の再生産
(フリーライダーの抑制策なし)

〈主張・表出活動を通じての、社会的正当性の獲得（解放団体では、しばしば〈糾弾〉の形をとった）、そして〈全国組織化を通じた中央政府への、同様の働きかけ〉などの方法を通じて、行政を動かし、行政が管理するリソース（財政的資金、行政のマンパワー、専門的支援や技術力など）の一部を、同和施策等のために動員させる（同和予算、同和関係部局への人員配置など）。

- ③部落解放団体の働きかけで動員された行政リソースは、行政サービスの形で、地区住民（今の分析では再生産プロセスの開始点）に到達する。行政サービスが行われたことで、住民の参加＝動員は結果的に〈購われる〉。つまり、再び団体に参加する＝動員されるための、動機付けとなる。

この改良事業を通じてコミュニティに生まれた〈選択的誘因の再生産プロセス〉は、新しい要求→合意→執行のパターンとして今後も活用されることとなる。つまり、様々な個別的ニーズ（困りごと、改善要求）が、住民から団体への取りまとめを経て、行政のリソース（行政施策）による解決に、最終的に変換される。

しかし、この〈選択的誘因の再生産プロセス〉は、いまだ重大な弱点を持っている。各住民が参加の有無にかかわらず、制度化された行政サービスを享受できること、すなわちフリーライダーが発生しやすい点である。

住民の参加・動員によって駆動された団体の運動は、一時的な行政リソースの投下にとどまらず、その制度的保障（つまるところリソース投下の永続化）を目指すことになる。これは〈選択的誘因の再生産プロセス〉が途切れることなく回りつづけることが、運動団体の存続を意味することから、半ば必然である。

しかし、制度化が達成されると、皮肉なことに、〈選択的誘因の再生産プロセス〉自体が危機に陥る。制度化された同和施策は公共サービスである以上、〈（一定の条件を満たせば）誰もが等しく受けることができる〉はずである。つまり、積極的に団体の活動に参加し、多くの時間や能力を団体運動にささげようと、その逆に団体活動に一切の時間をさしださないにしても、等しく行政サービスは享受されることになる。こうなれば、他人の努力（解放運動団体の運動）に〈ただ乗り〉して、行政サービスだけ

を受け取ろうという誘引（インセンティブ）が発生することは不思議ではない。しかし、この〈ただ乗り〉する者が増えれば、解放団体の活動は停滞し、活動の成果としての〈行政サービス〉はなくなる危険がある。なぜなら、〈選択的誘因の再生産プロセス〉のどこが滞っても、運動団体自体の存続＝再生産は困難となるからである。

2. 団体レベルでの行政依存

フリーライダーを抑制する方策はいくつかある。同和施策として行政からのリソースを安定的に享受できる安定期には、フリーライダーの抑制策は、自然に団体の活動にコミットする人だけに、団体活動の成果は享受できるようにする事であった。具体的には、同和地区住民であるかどうかの〈認定〉を、運動団体の行うことで、団体の活動にコミットする人だけに、〈部落解放運動の成果〉であるところの同和行政施策を享受できるようにするのである⁸⁾。

本来は非排除財であるはずの同和行政施策について、何故こうした方法が可能であったのか。それは同和行政施策の実施について、直接的ないし間接的に、地域の解放運動団体（運動団体の支部）の協力が必要とされたからである。

団体支部は、もともと被差別部落コミュニティの地域住民からなっており、地域の地縁ないし血縁のネットワークを用いて、住民のニーズや運動への参加・貢献・態度を直接知ることができる。また解放運動主導で制度化された同和对策事業について、国策化要求の運動や支部での勉強会などを通じて、運動団体自体が一定以上の見識を有していた。彼等は〈同和問題の当事者にして専門家〉であり、行政の施策決定は

しばしば、運動団体の政治力のみならず、その専門性の権威によっても、左右されたのである。

しかし、この団体と行政の間の関係には、単なる協力ないし依存関係ではない要素が含まれる。つまり投下リソースの量について、互いに利害について相反する関係である（団体は投下リソースを増やそうと努め、行政は減らそうと努力するだろう）。しかも投下リソースを巡る敵対的關係は、互いに逆向きの、ふたつのプリンシパルエージェント関係から成り立っている。

ひとつは、同和行政施策の実施についてのプリンシパルエージェント関係である。プリンシパルには事業実施主体である地方自治体が、エージェントには解放運動団体の支部が該当する。

多くのプリンシパルエージェント関係が、その利害の相違からプリンシパルエージェント問題を抱え込むように、同和施策の執行に関しても、運動団体と施策執行者としての自治体の利害の相違は存在し、いわゆるプリンシパルエージェント問題が生ずる。地域の諸事情や詳細な住民ニーズについて、より多くを知るのはコミュニティ住民からなる解放団体支部である。事業実施主体である地方自治体はプリンシパルとして、事業や施策の前提となる地域事情や住民ニーズを、エージェントたる解放団体支部から得ようとする。しかしここで、プリンシパルとエージェントは、投下リソースの多寡をめぐって対立したインセンティブを持つ。すなわちプリンシパルである自治体はできるかぎり小さな予算（＝投下リソース）に施策の支出を抑えるように動機付けられている。逆にエージェントたる解放団体支部は、できるかぎり大きな予算（＝投下リソース）を獲得しようと、プリンシパルが詳細を得られない地域事情や住民ニーズについて、より大きなリソースが必要で

あるかのように伝えるよう動機づけられる。

もうひとつのプリンシパルエージェント関係は、地域における部落解放運動についてのそれである。プリンシパルには運動の主体である解放運動団体の支部が、エージェントには地方自治体が該当する。

解放運動にとって、同和施策はもちろん目標ではないが、その実施は運動の成果のひとつであり、また施策を通じて住民ニーズを充足することは、運動の再生産に必要なリソースである。したがって同和施策の実施もまた、解放運動（その再生産プロセス）の一部として重要なものとなる。そして、同和施策の実施を解放運動の〈一部〉とみなすことで、解放運動団体と地方自治体は、先ほどとは逆の立場のプリンシパルエージェント関係にあることが浮かび上がる。同和施策の実施について、必須の情報やリソースを持つのは、当然地方自治体である。プリンシパルである運動団体支部は、エージェントである自治体に働きかけて、運動の（そして、そのために必要な選択的誘因の）再生産につながるような、円滑な施策実施とそれによる住民ニーズの充足を達成するように動機付けられる。だからこそ、運動団体は、同和施策のアウトカムについて、強い関心をもつのである⁹⁾。このプリンシパルエージェント関係では、より多くの情報を持つエージェントたる自治体は、（プリンシパル側からは分かりにくい）さまざまな制度上および財政上の制約があることを主張して、投下リソース（資源）を低く抑えようとするだろう。そして、プリンシパルである団体支部は、運動団体の中央や運動団体が支援する議員等を通じて、できるかぎりの制度上・財政上の情報を集め、これに対抗しようとするだろう。

重要なのは、ここでみたプリンシパルエージェント関係は、投下リソース量の多寡については相反する立場から成るが、関係解消に繋がるような敵対関係ではないことである。両者は綱の端と端を握って（要求と妥協を繰り返しながら）相手が自分の立場に近付くように引き合うが、そのためにますます強く相手に結びついていくのである。

さて、運動団体の活動にコミットする人だけに、同和施策が配分されるようになると、行政リソース（サービス）の再配分を運動団体が握ることで、フリーライダーの発生は抑制され、再生産プロセスが完成する（図2）。

フリーライダーが抑制されるのは、〈運動の成果〉にただ乗りしようにも、解放運動に参加しない者、あるいは少ししか参加しないフリーライダーは、〈成果〉の配分を拒否されるからである（あるいは投じた貢献に応じた〈成果〉しか配分されないからである）。つまり行政が、〈同和施策〉という行政サービスの分配を、運動団体に求めかつ認めるかぎり¹⁰⁾、この〈選択的誘因の再生産プロセス〉によって、フリーライダーが発生する機会は抑制され、再生産プロセスは存続可能となる。仮に行政がこの再生産プロセスから離反してしまえば、その影響はこのプロセスの順に伝わっていく。すなわち、行政の離反によって、運動団体支部が住民へ再配分する選択的誘因（＝行政サービス）は減退し、それを通じての団体への政治的リソース供給（＝部落コミュニティ住民の解放運動への参加）の停止、そして解放運動団体の自治体への影響低下へとつながるだろう。しかし、この段階ではまだ、先に見たように、行政は施策実施に運動団体支部の協力を必要とし、運動団体支

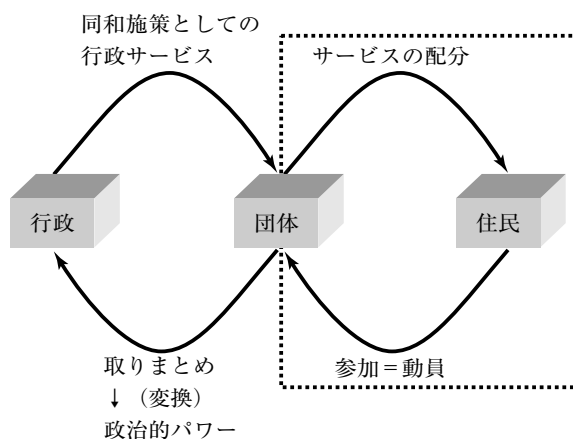


図2 集合的主体と選択的誘因の再生産
（フリーライダーへの抑制を備えた）

部も同和施策の実施を必要とする。両者は資源投下量の多寡について対立した利害を持つが、むしろそのために、両者はお互いの持つ情報を知ろうと努め、また多くのコミュニケーション（情報交換）を行う。これらの努力はまた、お互いの認識を、地域のあるべき姿についての両者の将来像を、互いに接近させるように働くだろう。つまり緊張関係が、両者の関係をむしろ緊密化するのである。

解放運動団体にとって、運動の再生産を支える〈選択的誘因の再生産プロセス〉は重要である。たとえ地域レベルで解放運動が分裂したとしても、地域住民の同和施策へのアクセスをコントロールし、この再生産プロセスを維持できるならば、驚くべきことに運動は維持可能となる¹¹⁾。運動を維持するためには、解放運動団体は分裂を回避するよりむしろ、行政の離反が起これぬ方に努力し、そのためにはあらゆる手段を駆使して、すべての政治的リソースを活用するだろう。しかしこのことは、団体の行政への依存に、そして団体と行政の間の共依存関係につながる。

解放運動の行政依存については、これまでも多くの論者や解放運動の内部からも、指摘・批判が行われてきた。この依存関係が運動にもたらす悪影響は、ひとつは解放運動の自主性、自律性、組織の自主努力の減退であり、また他のひとつは、運動の固定化／矮小化である。たとえば長年に渡り地域レベルでの運動団体支部と自治体の共依存関係が安定化すると、運動自体が行政の政策メニューに基づいて、要求するものとなりがちになる。正統性獲得のために社会へ主張を表出する示威活動が定例化・減少していくのに対して、行政主催の〈啓発〉活動が増加し、それどころか行政による〈啓発〉活動が解放運動の側から繰り返し要求される事項となる。また地域へ引き入れる行政リソースの多寡が運動にとって最重要な問題となれば、物取りの運動の比重が増し、かつ物取りの相応しい人材が、行政と団体の両方で、互いに相手への交渉の窓口として主導権を握り、あまつさえそれにふさわしい地位すら占めるようさえるだろう。一方で、選択的誘因の効果は、同和施策が当たり前のものとなっていくことで、逡巡していく。より特別で、よりインフォーマルな

要求が、あちこちから生起しはじめ、やがて公式的でない場面でやり取りされることは必定である¹²⁾。

この完成した〈選択的誘因の再生産プロセス〉は、容易なことでは動かない。関係者は、問題を感じながらも、そこから外れることが引き起こすコンフリクトが生む高いコストよりも、再生産のプロセスの一端を前任者と同じ作法で繰り返す低いコストの方を選ぶだろう（コンフリクトのコストを組織全体で担おうとせず、担当者に個人化する状況下ではこの傾向はより強まる）。しかし、皮肉なことに意識的な努力や対応ではなく、むしろ再生産プロセスの深化、共依存を深める事態の深刻化が、この問題を孕んだプロセスを解いていくことになる。つまり、安定した行政と運動団体の関係を背景にした、個人的要求への対応の拡大によってである。これについては、次の節で扱う。

3. 個人レベルでの行政依存

同和施策の制度化が達成され、地域の環境改善も一定完了すると、同和施策という運動団体にとっての外部リソースもまた固定化する。この〈選択的誘因の再生産プロセス〉の安定性は大きく、同和施策が一定の成果をもたらした地域にも、こうした関係は持続する。そればかりか、あまりに互いに強く依存しているので、行政＝団体の間で、あらためて〈問題化〉するよりも、問題が生じないようにする行政のパターンリズムが優勢となる。

被差別アイデンティティの再分配を通じて、〈部落民〉としての正統性を付与された同和地区住民は、そのまま解放運動の構成員としての

資格を有していることになる（運動への参加＝動員に対応して、選択的に行政サービスを再分配されたことが、そのまま解放運動の構成員としての資格を有していることを証明している。構成員でなければ、行政サービスの享受対象とはならないのだから）。

こうして、ほとんどすべての同和地区住民は、〈部落民〉として運動団体の政治力を分有することになる。つまり単なる一個人としてではなく、解放運動の政治力を背景に、運動のエージェント（代理人）として、行政にアクセスすることが可能となる。

つまり、あまりにも完成した行政＝団体関係が、当初防ごうとした、〈個人による行政へのアクセス〉を、かえって可能にしてしまう（図3）。このアクセス能力を使って、個人は、より個人ベースのニーズを満足させようとする。なんとすれば、取りまとめられた集合意志の実現としての行政サービスは本質的に画一的であり、個人の様々な事情やニーズを完全にみたとはいえないからである。ニーズに応じた行政サービスの〈微調整〉は、ほとんどつねに、あらゆる施策のあらゆる場面で、求められる。

大きな安定性を持ち、完成したに見えた資源変換の回路は、しかしあまりの成功ぶりから〈個人による行政へのアクセス〉を可能とし、団体によって配分される同和施策の選択的誘因としての価値を減じさせ、運動への参加・動員の動機付けを失わせ、フリーライダー問題を再燃させる。

しかもこのことは、フリーライダー問題の発生から、解放運動の再生産を危うくするばかりではない。個人的な行政依存が浸透していくことで、個人の問題解決行動のパターンを、集団による運動にコミットするよりむしろ、個人的

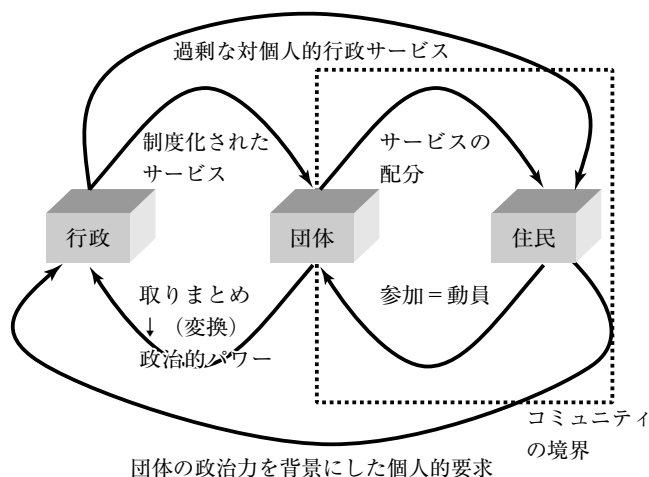


図3 集合的主体と選択的誘因の再生産
(個人による行政へのアクセスが選択的誘因を減価させる)

な要求に向かうものへと変化させてしまう。このことは、部落解放運動のみならず、地域での様々な種類の集合行為や集団による意志決定を困難にしていくだろう。

4. 関係の固定化と運動の衰退

改良事業などの環境改善事業が一定完了した後、教育支援や就業支援等の対個人的な同和施策は継続された。環境改善は、地域の全体的な計画を必要とするが故に、個々の住民の合意形成が必要となったが、対個人的な施策はそうした合意を要しない。また、これら対個人的な施策は、すでに国レベルや地方自治体レベルで制度化されており、実現に向けての集団的な働きかけ（行政闘争）を改めて必要としない。

こうして行政からの部落コミュニティへもたらされる施策の重心がシフトすると、コミュニティ内の参加動員のあり方にも、必然的に変化が生じる。もはや施策実現に対する集団的な働きかけの必要性は確実に低下している。コミュニティに根ざす運動団体の支部にとっても、参

加動員を求める動機付けが低下するだろう。また運動に参加してきた個々の住民にとっても、自らの生活要求を実現するために、集団的働きかけに時間を投じる動機づけは低下していく。なぜなら環境改善事業の実現後、住民ニーズは住環境の改善といった集合財から対個人サービスへとその重心をシフトするが、対個人的施策を自らのニーズに応じて享受するために必要なのは、行政相手の団体交渉ではなく、自治体担当者との個別なやり取りであるからである。

解放運動団体の支部にとっては、住民の運動への参加の低下は、その存在と活動の存続にとって致命的なはずである。しかし、先に見た〈選択的誘因の再生産プロセス〉に固執するならば、行政からのリソースを配分することを一種の対価として、運動への参加を調達することこそ、運動へ参加・動員を維持し、部落解放運動を維持・再生産するのに肝要であるかのようになってしまう。成員の参加が行政からのリソース獲得を左右するのではなく、逆に行政からのリソース獲得こそが成員の参加・動員を左右する、倒錯した再生産プロセスこそ、解放運動団

体の支部が、行政との交渉のチャンネルについて固執し、〈行政との窓口〉問題で、競争相手となる他の運動団体と激しい確執を繰り広げた根幹にあった。しかしその結果、団体の支部は、参加の低下を〈運動の停滞〉として危惧しながらも、以前からの〈選択的誘因の再生産プロセス〉を維持する方にむしろ意を尽くし、そうしたプロセス自体の変更を含む根本的な改革を志向しないまま、この段階を過ぎた¹³⁾。結局、住民も団体支部も、この構造を変更してまで、次の運動の展開、次代の新しい運動のあり方を追求することがなかった。

この一方で、部落解放運動は運動の目標を、従来の〈生活要求〉レベルやコミュニティ・レベルから、狭山闘争や同和対策基本法制定などのナショナル・レベルへと重心を移していった。これには、同和施策が全国的に実施される中、その成果は（またそもそも事業実施の可否は）コミュニティごとに差が大きく開き、それぞれの部落コミュニティに共通する目標設定が困難であった事情もあった。問題は、成員での要求実現の個人化と、運動の全国化との間で、乖離が進んだことである。ナショナル・レベルでも、早晚危機に陥るであろう部落コミュニティの〈選択的誘因の再生産プロセス〉に手を付けることはなく、運動の停滞感の中で浮かび上がってくる従来の運動の欠点を指摘したもの（行政依存やモノ取り主義、あるいは周辺地域との交流の必要性、という指摘等はこれにあたる）、いくつかの新たな運動のフレームは提示されたが、運動の再生産プロセスを改変する、むしろ運動を持続するために必要な新たな誘因を手当てすることには手が付けられないままだった。

しかし一方では、こうした解放運動をめぐる

資源配分の外に立つ人たち、とくに相対的に低いサービスしか受けない市民（や企業）、すなわち〈福祉の磁石¹⁴⁾〉の効果によって退出する可能性のある人たちは、同和施策が行う〈過剰なサービス〉を問題視し始める。

これには2つの側面がある。ひとつは同和事業が進み、部落の環境が現実的に改善されて、それが目に見えるようになったこと、そして〈部落だけが良くなっていく〉という意識が強まってきたことである。もうひとつは〈市民〉なるものが大規模で異質な集団であり、被差別部落コミュニティが解放運動団体をつくったようには、まさにオルソンが指摘した理由から、集合財としての団体を作り上げ、要求を束ねて実現することできない点がある。対して被差別部落コミュニティでは、相対的に、小規模で同質性なので、〈団体〉という集合財を作ることができた。これを団体が住民の政治参加と行政サービスとを資源変換することで、自らの運動の再生産を支える強い体制が作れたことはこれまで見てきた通りである。

行政は、こうした市民の反感を直接に受け付ける立場にあるので、変化する外部情勢にまだ気付きやすい。団体への対応を変えるコストは非常に高くつくと思われるので（そこだけは、団体も死にものぐるいで抵抗する）、行政は自ら変化する積極的動機を持たないが、まだしも変化の兆しを感じとる。解放運動と同和行政の間の関係見直しは、おくれはせながらも行政側から先になされることとなる¹⁵⁾。

解放運動団体は、市民の反感を直接には受けないので、変化する外部情勢に気付きにくい。しかし動員が低下している点からは近年の運動の弱まりを問題視し、危機感を持つだろう。

同和施策の根拠となる法令は、幾度も延長さ

表1 フリーライダー問題と対応の変遷

段階		概 要
1	問題	非排除財としての行政施策→フリーライダー問題の発生
	解決	行政施策を団体が再分配する→選択的誘因によるフリーライダー問題の抑制
2	問題	リソースの2つの円環の結合→行政と団体の共依存状態
	解決	(事態の深刻化＝) 安定した行政・団体関係を背景に個人的要求への対応拡大
3	問題	個人レベルでの行政依存→フリーライダー問題の再燃
	解決	(事態の深刻化＝) フリーライダー問題→団体の衰退
4	問題	団体の衰退＋行政・団体関係の固定化→問題は自覚されているが変化が抑制
	解決	事態の深刻化＝) 社会的批判＋同和事業の縮小→行政・団体関係の解体

れたとはいえ、いずれも時限立法であり、運動の弱体化のために制度の延長を勝ち取ることができないならば、同和施策という行政からのリソース自体が消失してしまう。もちろん同和施策を選択的誘因に変換して、運動を再生産する方策も採れなくなる。

さらに同和施策の〈過剰感〉に対する社会的批判が強まると、同和施策の段階的縮小は避けられない。その時には解放運動団体もまた、同和地区住民に対して、行政側とともに制度縮小の責を負わなければならなくなる。なぜなら、これまで解放運動団体は行政サービスのコーディネーターであり中継者であったからである。

制度縮小は、すべてが団体にとってマイナスではない。制度縮小により同和施策による行政サービスが稀少化すると、これまでは個人的要求で調達できていたサービスも解放運動団体の力を背景にしなければ入手できなくなることがあるからである（〈不足〉は多くの場合、一時的

には、配分する権力にとって追い風になる）。

解放運動団体が同和施策の縮小に適応しようと、制度の段階的縮小を追認するなかで、同和施策による行政サービスをこれまで通り獲得しようとする地域住民からは、解放運動団体のそうしたスタンスは、「行政サービスのコーディネーター」を超えて、行政の代弁者、行政側に立ち、地域住民に不利益をもたらし、事態を飲み込ませようとする者に映るだろう。

いずれにせよ、同和施策のリソースが〈選択的誘因の再生産プロセス〉を通じて結び付けていた解放運動団体と住民は、このリソースが消えてしまうことで、それぞれが相手に対して異なる目的を持っていたこと、そしてもはや自分達の目的を実現するためには、相手は適切なパートナーでないことが顕然化する。こうしてスパイラル的に、地域に供給される行政サービスの量と解放運動団体が調達できる参加・動員の量は、ともに低下していく。

こうして同和事業後には、運動のリソース（としての同和地区住民）を運動に動員できない解放団体と、これまでの団体依存と行政依存から新しい集合行為を立ち上げることができない部落住民とが、お互いに不信感を抱きながら残されることになる。かつて、強力な運動の再生産を支えた、〈選択的誘因の再生産プロセス〉から行政は離脱し、その残骸としての不信の円環がコミュニティには残ることになる。

5. 結論

我々は部落解放運動の物質的誘因を再生産する構造の変化を、フリーライダー問題とその対策という枠組みによって分析し、次の4つのフェイズに分けてその概要を検討した（表1）。

〈1 非排除財としての行政施策〉では、運動団体が獲得を目指していた行政施策が成功裡に制度化された後の問題を分析した。つまり、そうした行政施策はその非排除財という性質から、新たなフリーライダー問題を発生させる過程を分析した。

〈2 団体レベルでの行政依存〉では、運動団体がどのように資源配分構造を変更することで、2で発生したフリーライダー問題を抑制しようとしたかについて分析を行った。

〈3 個人レベルでの行政依存〉では、2で完成した強固な資源配分構造が、行政と団体の関係を強化／固定化することで、かえって新たなフリーライダー問題を発生させたことを見た。

〈4 関係の固定化と運動の衰退〉では、同和行政制度の撤退と、運動団体のコミュニティにおける弱化の後、かつて運動を支えた資源変換の残滓が、むしろコミュニティでの合意を困難にする点を指摘した。

最後に、我々の分析を振り返り、〈フリーライダー問題とその対策〉という枠組みが、部落解放運動の歴史変化を捉えるのにどの程度有効であるかを評価しよう。

まず、〈フリーライダー問題とその対策〉という枠組みは、コミュニティ・レベルでの解放運動の発展と衰退のメカニズムを、資源構造の面で切り取っている。〈1 非排除財としての行政施策〉では、外部資源の導入と、導入によって引き起こる問題への対策・適応が、解放運動を再生産する強力な資源変換（住民の参加と行政リソースの転換）の仕組みを作り上げた。これは解放運動の発展した段階に対応している。

〈2 団体レベルでの行政依存〉では、解放

運動と同和対策事業とが安定した相互依存関係を結んだ蜜月に、そして〈3 個人レベルでの行政依存〉と〈4 関係の固定化と運動の衰退〉は、あまりに成功し過ぎた両者の関係故に、再生産を支えた資源変換の仕組み自体を食いつぶしていった、運動の停滞・衰退の段階に対応している。

我々の枠組みは、たとえば被差別部落のコミュニティで共有されている規範（ノルム）の存在が、あるいは部落解放を目指す成員の思想的コミットメントが、フリーライダー問題への永続的な〈対策〉になっているおり、故に部落解放運動においてはフリーライダー問題は〈つねに・すでに〉問題にならないとする、一種の〈属性論〉に立つよりも、部落解放運動それ自体のダイナミズムだけでなく、第二次大戦後の運動が、戦前・戦中の被差別部落で展開された諸運動に比較してどのように異なるかについても、より大きな説明力を持つと考える。

部落コミュニティのノルムや、運動への思想的コミットメントでフリーライダーの抑制が可能であったとする〈属性論〉では、なぜ戦後の部落解放運動だけが〈成功〉したのかという疑問に答えることができない。つまり強固なコミュニティが、フリーライダー問題の〈対策〉になるのであれば、強力な社会運動がすでに登場していたのではないか。しかしいくつか登場した中で、コミュニティの建造環境を、あるいは資源配分構造を、合意形成の機会分布すらも変えてしまう程に〈成功〉したのが部落解放運動だけであったのはなぜか。

部落解放運動だけが成功したのは、部落解放運動と同和対策事業が、そしてコミュニティを根底から変ぼうさせる程に、かくも長い期間持

続し得たのは、またコミュニティを弱体化させてもなお、部落解放運動がフリーライダー問題を押さえ込み、運動への資源動員を持続できたのは、同和施策を動員のための選択的誘因として変換し、さらに動員を次の行政からのリソース獲得に用いると言う、〈選択的誘因の再生産プロセス〉という正のフィードバックを作り上げた、解放運動の資源変換の仕組み故である。

参考引用文献

- Fireman, B. and W.A. Gamson, "Utilitarian Logic in the Resource Mobilization Perspective", Zald and McCarthy (ed), The Dynamics of Social Movement (Mass.: Winthrop, 1979), pp.8-44 (= 塩原勉編『資源動員と組織戦略：運動論の新パラダイム』新曜社, 1989年, 第3章)。
- Friedman, D. & McAdams, D., "Collective identity and activism: Networks, choices and the life of a social movement." In A.D. Morris & C.M. Mueller (eds.), Frontiers in social movement theory. (New Haven, CT: Yale University, 1992), pp.156-173.
- Frohlich, N., J. Oppenheimer and O. Young, Political Leadership and Collective Goods (Princeton University Press, 1971).
- Gamson, W.A., Power and Discontent (The Dorsey Press, 1968).
- Gamson, W.A., The Strategy of Social Protest (The Dorsey Press, 1975).
- Hechter, M., Principles of group solidarity (Berkeley: University of California Press, 1987) (= 小林淳一, 木村邦博, 平田暢訳『連帯の条件：合理的選択理論によるアプローチ』ミネルヴァ書房, 2003年)。
- McAdam, D., McCarthy, J.D. and Mayer N. Zald (eds), Comparative perspectives on social movements: political opportunities, mobilizing structures, and cultural framings (Cambridge University Press, 1996).
- McCarthy J.D. and Zald N., "Resource mobilization and social movement: A partial theory", American Journal of Sociology, 1977, 82 (6), pp.1212-1241 (= 塩原勉編『資源動員と組織戦略：運動論の新パラダイム』新曜社, 1989年, 第1章)。
- Oberschall, A., Social Conflict and Social Movement (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1973).
- Oberschall, A., "Theories of social conflict.", Annual Review of Sociology, 1978, 4, pp.291-315 (= 塩原勉編『資源動員と組織戦略：運動論の新パラダイム』新曜社, 1989年, 第2章)。
- Olson, M., The logic of collective action: public goods and the theory of groups (Harvard University Press, 1965 [1971]) (= 依田博, 森脇俊雅訳『集合行為論：公共財と集団理論』ミネルヴァ書房, 1983年)。
- Peter Clark and James Wilson, "Incentive System: A Theory of Organizations", Administrative Science Quarterly, IV (September, 1961), pp.219-266.
- Peterson, P., City Limits (Chicago: University of Chicago Press, 1981).
- Smelser, N., Theory of Collective Behavior (New York: Routledge & Kegan Paul, 1962) (= 会田彰, 木原孝訳『集合行動の理論』誠信書房, 1973年)。
- Tilly, C., From Mobilization to Revolution (Addison-Wesley, 1978).
- 秋元律郎, 「住民運動の諸形態」松原治郎・山本英治 編『住民運動』『現代のエスプリ』93, 1975, pp.148-164.
- 井下田猛「住民運動試論：I 戦後住民運動の系譜と諸相」『月刊労働問題』, 1972, 168, pp.67-72.
- 内田雄造『同和地区のまちづくり論：環境整備計画・事業に関する研究』(明石書店, 1993年)。
- 木村邦博『大集団のジレンマ：集合行為と集団規模の数理』(ミネルヴァ書房, 2002年)。
- 佐藤嘉倫『社会運動と連帯』盛山・海野編『秩序問題と社会的ジレンマ』(ハーベスト社, 1991年), pp.259-280.
- 鈴木二郎『現代社会と部落問題』(部落問題研究所, 1986年)。
- 杉之原寿一『部落問題の理論研究』杉之原寿一部落

- 問題著作集第1巻（兵庫部落問題研究所，1984年）。
- 総務庁長官官房地域改善対策室編『集同和行政四半世紀の歩み』（中央法規出版，1994年）
- 高木正幸「同和問題の今後の課題」地域改善対策研究所編『地域改善対策事業：その調査と分析』pp.292-294（ぎょうせい，1986年）。
- 地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について（意見具申）」1984年6月19日収録：同和行政史編集委員会編『同和対策史』pp.339-350（中央法規出版，2002年）。
- 地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」1996年5月17日収録：同和行政史編集委員会編『同和対策史』pp.493-506（中央法規出版，2002年）。
- 同和行政史編集委員会編『同和対策史』（中央法規出版，2002年）。
- 時岡新「『同和問題』の構築：『同和対策審議会答申』による」『現代社会理論研究』第8号（1998年），pp.119-130。
- 灘本昌久，「学生諸君！ 部落問題で卒論を書こう！」『Memento』3号（京都部落問題研究資料センター，2001年1月25日発行）
- 蓮田攻，リム・ボン（2002）「同和地区におけるまちづくりの主体形成：柳原銀行保存運動の果たした役割とその意義」『立命館産業社会論集』37（4），pp.59-78。
- 福岡安則『現代社会の差別意識』解放社会学双書3（明石書店，1985）。
- 部落解放研究所編『部落解放史上巻・中巻・下巻』（部落解放研究所，1989年完）。
- 部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動前近代編・近現代編』（部落問題研究所，1986年完）。
- 師岡佑行『戦後部落解放論争史全5巻』（柘植書房，1985年完）。
- 師岡佑行『現代部落解放試論：増補版』（柘植書房，1991年）。
- 山岸俊男『社会的ジレンマ：〈環境破壊〉から〈いじめ〉まで』（PHP研究所，2000年）。
- 山本登『部落差別の社会学的研究』（明石書店，1984年）。

山本英治「住民運動の展望」松原治郎編『公害と地域社会』（日本経済新聞社，1971）pp.173-253。

注

- 1) そのなかには，一方に山本登（1984），鈴木二郎（1986），杉之原寿一（1984）らの部落問題の客観的条件や社会経済的構造についての労作があり，もう一方には差別を巡る「社会意識」に焦点をあてた福岡安則（1985）らをはじめとする，日本解放社会学会に結集したメンバーの研究がある。
- 2) 数少ない例外として，行政サイドの同和対策審議会と部落解放同盟相互の働きかけが，「同和問題」についての認識・定義をどのようにして「構築」していったかを分析した時岡（1998）がある。
- 3) これは，戦後の部落解放運動に顕著であるが，すでに戦前においても，行政の改善計画に運動の幹部らが関わり，当時としては極めて水準の高い改善計画を作り上げていた事例がある。
- 4) 蓮田攻「部落解放運動の主体と〈神話〉の形成：差別行政闘争と〈差別の命題〉の果たした役割」（2005，未発表）
- 5) 経済学において公共財は，〈非競合性〉と〈非排除性〉，いずれかの性質を持つ財・サービスをいう。〈非競合性〉とは，ある者の消費が他の者の消費を妨げない性質をいう。たとえば，灯台の光，ラジオ放送，花火，カの駆除等は，それらがもたらす便益をある個人が享受しても，他人が同時にその便益を享受するのを妨げない。〈非排除性〉とは，対価を払わない消費者を排除できない性質をいう。たとえば道路について，ゲート等を設けて使用料非支払者を排除することは，高速道路ではある程度の費用で可能であるが，市街路では不可能に近いほど高い費用を要することとなる。非支払い者を排除することができず，消費者の自発的支払に期待すれば，個々の消費者は自己の受ける便益に応じて支払をする誘因がなく，〈フリー・ライダー〉としてただのり行動を採ろうとするので，対価の十分な徴収は困難である。こうした場合，営利を目的とする私企業が，排除原則の適用が困難な財

を自発的に市場に供給する可能性は少なくなる。オルソンの議論では、労働組合などの集合行為の成果（たとえば賃上げ）は、組合活動への貢献に関わらず享受されるが故に〈フリー・ライダー〉が発生すると推論しており、公共財の非排除性に焦点をあわせた論理構成となっている。社会運動の追求する目標の多くもまた（例えば部落差別の解消や地域の環境改善は）、実現のあかつきには、非排除性をもつものとなる。一方、解放運動や同和施策が提供するもののうちには、〈非競合性〉や〈非排除性〉といった公共財の性質を持たないものも多い。例えば改良住宅への入居は、建設戸数以上には不可能であり、競合的である（そのため改良住宅への優先入居は、運動への貢献への対価として、つまり動員への選択的誘因として、しばしば用いられた）。

- 6) このメカニズムはしかし部落解放運動にのみ特異的なのではない。政治と経済の分離が言われ、「補助金行政」が日本社会の様々な地域集団に影響を与えていった1970年代以降の日本の地域活動に共通のパターンが発見されよう。同和行政は、最も厚い国家補助をはじめて制度に組み入れたものだった。補助金と交付金を組み合わせ、全体の1/15の資金さえあれば自治体が事業を行える補助金行政は、同和行政に先駆的に用いられ、その後他の分野へと模倣されていったのである。
- 7) 一般に、運動の発生局面で問題になると考えられるフリーライダー問題は、じつは運動が立ち上がり一定の成功を収めた後の局面でこそ先鋭化する（Friedmann and McAdam 1992, p168）。また集合行為の一般理論を考えようとするオルソンが、選択的誘因が何であるかについて、またどこから調達されるかについては無関心であるのに対して、我々は〈同和行政施策〉という選択的誘因の性質と由来とが、部落解放運動と同和行政の間での〈同和施策＝運動の果実〉と〈運動への動員〉の交換の形で行われる選択的誘因の再生産プロセスを決定的に規定していると考ええる。
- 8) 解放運動にコミットする人にのみ、〈運動の効果〉として、同和施策が享受できるようにする

ことについては、従来から批判があった。たとえば、建て前としては、要求運動は思想・信条を問わず、要求組織に結集し共同して行政闘争を行えばよいことになっているが、行政闘争の実態は解放同盟の路線に基づく行政闘争であり、場合によっては他の闘争（例えば狭山闘争）への参加も行政闘争参加と同様に評価される等、建前と実態が異なっており、要求運動は解放同盟の大衆運動に過ぎず、しかも窓口一本化といった行政システムの下では、行政の公平性が保たれていないという批判である、といったものである、しかし、これを物取り主義と同一視すべきではない。落解放同盟第30回全国大会運動方針（1975）には、「要求闘争は単なる『物とり』闘争、『モノトリ』競争ではなく、その要求闘争の過程で大衆を教育する学校として、大衆自らの経験によって学ばせ、理論が句集を行い、部落大衆の自覚を高め、意識を変革させることが大事である。同盟員一人一人が部落の完全解放はもちろんのこと、全人民解放の崇高な任務を持っていることを要求闘争の中で積極的に教育しなければならない」と唱われており（これ自体が、危機感の表明とも見ることができる）、また、戦後解放運動が再建されるなかで、こうした物取り主義は、戦時中の「融和運動」になぞらえられ「融和主義」と呼ばれ、危険視されてきた。こうした意識的な努力にもかかわらず、こうした〈選択的誘因の再生産プロセス〉とそれに組織存続を依存する体制が成立したことが重要である。

- 9) 福祉施策が、制度が予期している対象者に対して必ずしも行き渡らないのは。行政施策が対象者からの〈申請〉を待って行われるという仕組みによる。なんらかの原因によって〈申請〉が抑制されれば、肝心の制度は予定した効果を上げられないだろう。当初、同和地区の行政サービスの活用率は低く留まると危惧された。たとえば識字率の低さは、「申請」書を書くことについて障害を有する人々の存在を示唆している。また行政施策を活用したことがない人々は、役所の窓口へ出向くことについても抵抗感を持つかもしれない。しかし制度の利用率の低さや、

制度が予定した成果を上げられなければ、そのことは自治体と支部との交渉において、問題になる可能性が高かった。つまり、同和行政は〈申請〉をただ待ってはもらえない。潜在的ニーズを発見し、ときにハードルの高い〈申請〉についても適切なサポートを行って、制度を活用させる必要に、事業実施主体である地方自治体は迫られた。この潜在的ニーズの吸い上げや〈申請〉のサポートのために、オンサイトの拠点として隣保館が設置されているが、さらに団体支部の協力が、とくに同和行政施策が実施された初期には、必要とされた。彼は住民ニーズの掘り起こしだけでなく、ニーズの充足についてもインセンティブを持つ（それは運動への参加＝動員の減資となるだろう）。一方で、交渉において、施策の実施率やその成果を運動団体に問題にされることから、自治体もまた住民ニーズの充足というアウトカム実現にインセンティブを持つ。この点で両者の利害は一致している。

- 10) 行政サービスの多くは、誰かが享受しようとも他の誰かの享受が妨げられない非競合性という性質を持っている（注5 参照）。運動団体（の支部）が行政サービスの配分をコントロールすることは、この非競合性を毀損することでもある。同和施策という行政サービスから非競合性が奪われ、公共財としての性質を失うことで、運動への動員を調達しうる選択的誘因として用いることのできるものと化すのである。
- 11) 皮肉なことに、運動団体の住民への配分を、その人を「部落民」か否かの選別することで行うようになると、団体は、行政リソースに先立って、「被差別者アイデンティティ」を再配分するものとなる。つまり、外部から押し付けられたものであったはずの「被差別者アイデンティティ」が、求められ、努力（コスト）とひきかえに配分されるものに転化してしまっている。解放運動は、「被差別者アイデンティティ」からの自由＝解放を求める運動であったはずなのに、運動を維持・再生産するための資源構造が、「被差別者アイデンティティ」を内向けに再生産する。このことはまた、コミュニティレベルでの運動の分裂が、「被差別者アイデンティティ」を

担い再配分する正統性と、行政へのアクセス（窓口）のふたつを巡る争いとなることを意味している。柳原論文参照。

- 12) 補助金の不正取得や選考採用への〈口利き〉等、通常同和施策のメニューにない事柄が、そこで要求されるものである。こうした事項は、当然に非排除性を備えず（誰かが得るならば、誰かは得られないことになる）、もはや運動のための選択的誘因とも言えない。運動への参加を促す選択的誘因が、ここでは個人の地位を支える（再生産する）ために動員されているのである。こうした個人化は、次章で扱う〈個人による行政へのアクセス〉と関連している。
- 13) 運動団体支部の幹部もまた、その個人の地位の再生産に、件の〈選択的誘因の再生産プロセス〉を用いてきたことも、その変革に真剣に手を付けられなかった理由である。行政リソースの半ばインフォーマルな機会へのアクセス、例えば選考採用や税金対策への〈口利き〉は、団体の存在基盤であると同時に、団体幹部の地位の基盤でもあった。
- 14) 地方自治体は国とは異なり、人や物の区域内外への流入と区域外への流出を規制することができないという制度的ないし構造的な制約をもつ。Peterson (1981) は、この制約のために地方自治体が「持たざる者」を受益者とする社会保障給付等の再分配政策（redistributive policies）を忌避する傾向を有しているとする。なぜならば、福祉＝再分配政策に力を入れることは、区域外から低額所得者を引きつけると同時に、区域内に元々住んでいた低額所得者の区域外転出を思いとどまらせるからである。再分配政策のこの副作用をPetersonは「福祉の磁石(welfare magnet)」と呼び、これによって生じた低額所得者の転入および滞留が自治体の福祉関連支出の増大をもたらすと同時に、自らにとって有益な公共サービスへの支出減を厭う高額所得者や企業の地区外転出を促進すると考える。このプロセスが進行すれば無論自治体財政は逼迫する。その後のシナリオは、自治体が再分配政策をゆるめ福祉関連支出を減少させるか、政治的理由その他によって福祉関連支出を大きなレベルのまま続け

財政破綻に陥るか、そのいずれかになるだろう。

- 15) たとえば地域改善対策協議会（1984）は、行政側から出された、部落解放運動と行政（国，地方

自治体）との関係の修正が必要であるとうたった初期のものである。

A “Free-riders and Its Countermeasures” Model of Growth and Decline of the Buraku Liberation Movement in Japan

HASUDA Osamu *

Abstract: The aim of this article is to explain the changes of agencies and tactics of the social movement regarding the “free-riders and its countermeasures” model. The discussion is limited to one successful city social movement in Japan, namely, the Buraku Liberation Movement, which has significantly changed the living environments of Buraku areas through liaisons with the government services for the solution of the Buraku problem. The strength of this movement is its measures against free-riders, which is the resource allocation mechanism. However, one solution for one free-riders problem turns into a “seedbed” in which another free-riders problem arises. Our “free-riders and its countermeasures” model can assist in understanding how a chain of problems and solutions of free-riders changes the resource allocation mechanism of social movement agencies, and how the social movement grows and declines.

Keywords: free-riders problem, Buraku Liberation Movement, government services for the solution of the Buraku problem, renewal program of housing districts, discriminated community

* Graduate Student, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University